

# 財政健全化法に基づく健全化判断比率等(確定値)について

平成21年11月30日  
京都府総務部自治振興課  
(税財政担当 075-414-4454)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、昨年度から健全化判断比率及び資金不足比率の算定・公表が義務付けられているところですが、同法第3条第3項及び第22条第3項に基づき、京都市を除く府内14市11町村及び公営企業会計を有する一部事務組合から、平成20年度決算に基づく各比率の報告がありましたので、同法第3条第4項及び第22条第3項の規定に基づき、その概要を公表します。

なお、今回公表する各比率の確定値については、平成21年9月18日付けで公表した各比率の暫定値から異動ありません。

記

## 健全化判断比率等の概要(市町村別一覧:別紙)

区 分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.65% ～ 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.65% ～ 20.00%	40.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%	—	該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%	—	該当なし